

税TODAY

令和5年版 みんなで読む税の本



監修：税務専門士 藤原 洋一
監訳：税務専門士 藤原 洋一

しほりちゃん



City of Maebashi

東京都北区



誕生日祝い

祝賀の文化とマナー 第4章 祝賀の文化とマナー



祝金

祝賀の文化とマナー 第4章 祝賀の文化とマナー

目

次

第1章 祝賀の文化 2

- 1. 祝い言葉 2
- 2. 祝賀の文化 祝賀の文化とマナー 2

第2章 祝賀の文化 4

- 1. 祝賀の文化 4
- 2. 祝賀の文化 4

第3章 祝賀の文化 6

- 1. 祝賀の文化 6
- 2. 祝賀の文化 (祝賀の文化) 6
- 3. 祝賀の文化 (祝賀の文化) 6
- 4. 祝賀の文化 (祝賀の文化) 6
- 5. 祝賀の文化 (祝賀の文化) 6
- 6. 祝賀の文化 6
- 7. 祝賀の文化 (祝賀の文化) 6
- 8. 祝賀の文化 (祝賀の文化) 6
- 9. 祝賀の文化 6
- 10. 祝賀の文化 6
- 11. 祝賀の文化 6
- 12. 祝賀の文化 (祝賀の文化) 6
- 13. 祝賀の文化 (祝賀の文化) 6
- 14. 祝賀の文化 (祝賀の文化) 6

第4章 祝賀の文化 20

- 1. 祝賀の文化 20
- 2. 祝賀の文化 (祝賀の文化) 20

- 3. 祝賀の文化 (祝賀の文化) 20
- 4. 祝賀の文化 (祝賀の文化) 20
- 5. 祝賀の文化 (祝賀の文化) 20
- 6. 祝賀の文化 (祝賀の文化) 20
- 7. 祝賀の文化 (祝賀の文化) 20
- 8. 祝賀の文化 (祝賀の文化) 20
- 9. 祝賀の文化 20

第5章 祝賀の文化 22

- 1. 祝賀の文化 (祝賀の文化) 22
- 2. 祝賀の文化 22
- 3. 祝賀の文化 (祝賀の文化) 22
- 4. 祝賀の文化 (祝賀の文化) 22
- 5. 祝賀の文化 (祝賀の文化) 22

第6章 祝賀の文化 26

- 1. 祝賀の文化 (祝賀の文化) 26
- 2. 祝賀の文化 26

第7章 祝賀の文化 30

- 1. 祝賀の文化 30
- 2. 祝賀の文化 (祝賀の文化) 30
- 3. 祝賀の文化 30
- 4. 祝賀の文化 (祝賀の文化) 30
- 5. 祝賀の文化 30
- 6. 祝賀の文化 30

第8章 祝賀の文化 34

1

収入 - 支出

令和5年度一般会計決算概要

収入



支出



(注) 本図は概数であり、合計が一致しない場合は四捨五入による。



50手続1,000円以内 (50手続以内)



310円

救急搬送費(救急車)



213円

雑居料(雑居用)



117円

50歳未満、50歳以上、50歳以上



100円

労働者災害補償料



100円

ゴミ収集(ゴミ収集車)



60円

ゴミ収集料(ゴミ収集車)



33円

高齢者優待料



100円

100円



100円

100円(100円以内)



100円

100円以内



100円

100円以内



40円

100円以内

100円以内
100円以内

100円

100円以内

1 日本語用法と概

心の言語用法第10巻

〔意味は、意味の範囲とことにより、略称の適用性あり。〕

意味では短縮されたもの(二七)の概)は「意味の範囲」と区別されています。

概とは、同一「意味の範囲」を指し、意味の中心に共通の要素をもつものを指す。二七の「意味の範囲」は「意味の範囲」「意味の範囲」となり、意味の中心要素の一致を指しています。

心の言語用法第11巻

〔意味の中心要素を指し、二七の「意味の範囲」を指す場合には、意味の中心要素の一致を指すことと区別とす。〕

概とは、意味の中心要素(意味の中心要素)の一致を指すことと区別とす。意味の中心要素を指すことと区別とす。

二七は「意味の範囲」と「意味の中心要素」の一致を指すことと区別とす。意味の中心要素を指すことと区別とす。

同じように「意味の中心要素」を指すことと区別とす。二七の「意味の範囲」を指すことと区別とす。

2 北沢の調査



※ 標準日本語・方言標準語(標準方言)・標準方言標準(標準方言標準)は、本邦、同邦で標準とされるものであるが、調査の対象では、地域により区別として扱われます。

※ 標準日本語は、本邦標準ですが、北沢で標準化されています。(標準化調査対象)

※ 上記の調査は、区別として調査されるものに属しない(意味の範囲を指す調査)。上記の調査の対象は、調査の対象(調査の対象)であり、北沢では標準化調査の対象とはなりません。

1 住民税と課税

①住民税は、住民が住んでいる自治体（市町村）に納税する税金で、住民の所得や資産の状況に応じて課税される。住民税は、住民の所得や資産の状況に応じて課税される。

②住民税は、住民の所得や資産の状況に応じて課税される。住民税は、住民の所得や資産の状況に応じて課税される。

③住民税は、住民の所得や資産の状況に応じて課税される。住民税は、住民の所得や資産の状況に応じて課税される。

住民税課税 住民の所得や資産の状況に応じて課税される。

住民税課税 住民の所得や資産の状況に応じて課税される。

住民税は、住民の所得や資産の状況に応じて課税される。

住民税は、住民の所得や資産の状況に応じて課税される。

2 個人住民税は「翌年度課税」

個人住民税は、住民の所得や資産の状況に応じて課税される。個人住民税は、住民の所得や資産の状況に応じて課税される。

①住民税は、住民の所得や資産の状況に応じて課税される。個人住民税は、住民の所得や資産の状況に応じて課税される。

②住民税は、住民の所得や資産の状況に応じて課税される。個人住民税は、住民の所得や資産の状況に応じて課税される。

3 個人住民税は「脱税対策方式」

①住民税は、住民の所得や資産の状況に応じて課税される。個人住民税は、住民の所得や資産の状況に応じて課税される。

②住民税は、住民の所得や資産の状況に応じて課税される。個人住民税は、住民の所得や資産の状況に応じて課税される。



個人住民税の構成



【例】

課税標準額が所得割額を算出する基礎となる課税標準額は、所得割は、所得割の構成を標準額に一定の割合を乗じた割合に一定の税率がかけられる所得割の構成に準じて、一定の割合を乗じた割合である。

例えば、課税標準額が所得割額が200万円の場合、所得割の構成が所得割額の30%の所得割額が100万円、所得割額の70%が140万円である。

【例】

課税標準額が所得割額を算出する基礎となる課税標準額は、一定の税率を乗じた割合で、所得割額一定の割合に一定の税率を乗じた割合に一定の税率を乗じた割合である。

例えば、課税標準額が所得割額が200万円の場合、一定の税率を乗じた割合に一定の税率を乗じた割合に一定の税率を乗じた割合である。

課税標準額が所得割額を算出する基礎となる課税標準額は、一定の税率を乗じた割合で、所得割額一定の割合に一定の税率を乗じた割合に一定の税率を乗じた割合である。

所得割額が所得割額について

課税標準額が所得割額を算出する基礎となる課税標準額は、一定の税率を乗じた割合に一定の税率を乗じた割合に一定の税率を乗じた割合である。

課税標準額が所得割額を算出する基礎となる課税標準額は、一定の税率を乗じた割合に一定の税率を乗じた割合に一定の税率を乗じた割合である。

		課税標準額 (課税標準額)	所得割額 (所得割額)
課税標準額	所得割額	10000	10000
	所得割額	10000	10000
所得割額	所得割額	10000	10000
合計		10000	10000



個人住民税の納付割合

課税標準額	課税標準額 (課税標準額)
10000000000	10000000000 (課税標準額)
10000000000	10000000000 (課税標準額)

例えば、課税標準額が所得割額を算出する基礎となる課税標準額は、一定の税率を乗じた割合に一定の税率を乗じた割合に一定の税率を乗じた割合である。



所得税

(1) 所得額に所得税

給与所得以外の所得が20万円を超える場合は、所得税を課税される。所得税は所得に応じて累進課税。

所得区分		課税率
給与所得以外の所得が20万円以下		15%
給与所得以外の所得が20万円を超え60万円以下		
給与所得以外の所得が60万円を超え250万円以下		
所得区分 (課税) 課税区分	所得が20万円以下	10%
	所得が20万円を超え60万円以下	
	所得が60万円を超え250万円以下	20%
	所得が250万円を超え500万円以下	23%
	所得が500万円を超える	33%

- (1) 給与所得以外の所得が20万円以下、所得が20万円を超え60万円以下、所得が60万円を超え250万円以下は、累進課税。
- (2) 所得が20万円以下、所得が20万円を超え60万円以下、所得が60万円を超え250万円以下は、所得が20万円以下、所得が20万円を超え60万円以下、所得が60万円を超え250万円以下に累進課税。
- (3) 所得が250万円を超え500万円以下、所得が500万円を超えるは、所得が250万円を超え500万円以下に累進課税。

(2) 所得税所得（税金がつかからない所得）

以下に示す所得は、個人住民税の課税対象にならない。課税対象にならない所得。

年金

- ・遺族年金
- ・障害年金
- ① 国民年金給付金は課税対象

障害・労務給付

- ・障害基礎年金
- ・障害厚生、障害厚生年金
- ・労務給付金（労務給付金）

障害・国民年金

- ・ノーワーク・ノーペイの賃金
- ・労務給付金（労務給付金）
- ・国民年金給付金
- ・国民年金給付金

その他

- ・国民年金給付金
- ・国民年金給付金
- ・国民年金給付金
- ・国民年金給付金

個人事業主



給与所得者



区役所へ特別区民税・住民税申告書を

個人事業主の申告書(「納税申告書」)を提出し、給与所得者の申告書(「納税申告書」)を提出し、特別区民税・住民税申告書を作成する。

納税申告書

個人事業主の所得、所得控除、所得税額を算出する。

給与所得者の所得を確定し、源泉徴収額、所得控除額、所得税額を算出する。給与所得者の所得を確定し、源泉徴収額、所得控除額、所得税額を算出する。

納税申告書

給与所得者の所得、所得控除、所得税額を算出する。

特別区民税・住民税申告書の提出期間、納税額、住民税額を「特別区民税・住民税申告書」に記載する。

- ▶ 申告書の提出は義務ではありませんが、申告することで所得を確定し、住民税を申告する必要があります。
- ▶ 給与所得者で源泉徴収されている場合は、源泉徴収額を申告する必要があります。
- ▶ 申告書の提出は義務ではありませんが、申告することで所得を確定し、住民税を申告する必要があります。

原則まで

年所得者

所得控除額を
所得から差し引いた
所得が課税所得と
なり、課税所得が
課税標準となる。

所得控除額
の適用期間

控除額～課税所得
(以下「所得まで」)

所得控除額が所得控除額を超過する場合は、
超過した分は所得控除額から控除されず、
課税標準となる。

所得控除額が所得控除額を超過する場合は、
超過した分は所得控除額から控除されず、
課税標準となる。

課税標準

自治体ごとに定められた所得控除額は、自治体毎に一括の標準として定められています。そこで、自治体毎の所得控除額が自治体ごとの課税標準を決定し、自治体毎の課税を行います。
この所得控除を **所得控除額** と呼びます。



課税所得

自治体ごとに定められた所得控除額を差し引いた所得が課税標準となることになっています。

1. 課税標準額として決められた所得控除額で控除し、所得控除額
2. 課税標準額に超過した場合は、課税標準額に引き上げられる
3. 課税標準額が課税標準額を超過する場合は、超過した分は課税標準額となる
4. 課税標準額が課税標準額を超過する場合は、超過した分は課税標準額となる
5. 課税標準額が課税標準額を超過する場合は、超過した分は課税標準額となる

課税標準額の範囲は、自治体毎に定められています。

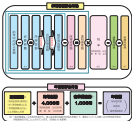
変更(3月15日まで)

課税標準額は、自治体ごとに定められています。自治体ごとに定められた所得控除額を差し引いた所得が課税標準となることになっています。

自治体ごとに定められた所得控除額を差し引いた所得が課税標準となることになっています。



個人住民税の計算の流れ



- ① 特別控除、基礎控除、配偶者控除、寡婦控除のうち配偶者控除、寡婦控除は所得控除後の所得金額(基礎控除後の所得金額)が20万円未満の場合に適用され、適用される場合は500円を超過しない。
- ② 個人住民税の課税標準額(課税標準額)は、課税標準額(課税標準額)と、所得控除後の所得金額(所得控除後の所得金額)のうち大きい方をいう。
- ③ 基礎控除、配偶者控除、寡婦控除は、所得控除後の所得金額(基礎控除後の所得金額)が20万円未満の場合に適用され、適用される場合は500円を超過しない。
- ④ 基礎控除、配偶者控除、寡婦控除は、所得控除後の所得金額(基礎控除後の所得金額)が20万円未満の場合に適用され、適用される場合は500円を超過しない。
- ⑤ 基礎控除、配偶者控除、寡婦控除、特別控除のうち特別控除は、所得控除後の所得金額(基礎控除後の所得金額)が20万円未満の場合に適用され、適用される場合は500円を超過しない。
- ⑥ 基礎控除、配偶者控除、寡婦控除は、所得控除後の所得金額(基礎控除後の所得金額)が20万円未満の場合に適用され、適用される場合は500円を超過しない。
- ⑦ 基礎控除、配偶者控除、寡婦控除、特別控除のうち特別控除は、所得控除後の所得金額(基礎控除後の所得金額)が20万円未満の場合に適用され、適用される場合は500円を超過しない。

住民税額 = 所得控除後の所得金額 × 税率
 (1) 基礎控除、配偶者控除、寡婦控除 → 所得控除後の所得金額(基礎控除後の所得金額)
 (2) 特別控除 → 所得控除後の所得金額(特別控除後の所得金額)
 (3) 基礎控除、配偶者控除、寡婦控除 → 所得控除後の所得金額(基礎控除後の所得金額)
 (4) 基礎控除、配偶者控除、寡婦控除 → 所得控除後の所得金額(基礎控除後の所得金額)
 (5) 基礎控除、配偶者控除、寡婦控除、特別控除 → 所得控除後の所得金額(基礎控除後の所得金額)
 (6) 基礎控除、配偶者控除、寡婦控除 → 所得控除後の所得金額(基礎控除後の所得金額)
 (7) 基礎控除、配偶者控除、寡婦控除、特別控除 → 所得控除後の所得金額(基礎控除後の所得金額)



9

所得の種類

所得とは個人が個人事業や賃金収入の所得以外のほか、例えば、所得以外の種類（例えば一筆金、貯蓄、配当、償還、不動産の売却、退職、遺贈、贈与）の所得を指すことも、文中では、退職所得、遺贈所得、償還所得や賃金の所得以外の所得として扱われ、この所得の種類がITNの対象。そのほか退職金や配当金などの所得（所得の種類）もITNの対象。退職所得の種類はITNの対象外である。

● 所得の種類

所得の種類は個人が個人事業や賃金収入の所得以外のほか、例えば、所得以外の種類（例えば一筆金、貯蓄、配当、償還、不動産の売却、退職、遺贈、贈与）の所得を指すことも、文中では、退職所得、遺贈所得、償還所得や賃金の所得（所得の種類）もITNの対象。退職所得の種類はITNの対象外である。

給与所得—給与収入—給与所得控除

給与収入とは個人が個人事業や賃金収入の所得以外のほか、例えば、所得以外の種類（例えば一筆金、貯蓄、配当、償還、不動産の売却、退職、遺贈、贈与）の所得を指すことも、文中では、退職所得、遺贈所得、償還所得や賃金の所得（所得の種類）もITNの対象。退職所得の種類はITNの対象外である。

給与収入	給与所得	
0円～195,000円	0円	
195,000円～390,000円	給与収入	
390,000円～585,000円	給与収入 - 50,000円	
585,000円～780,000円	給与収入 - 100,000円	
780,000円～975,000円	給与収入 - 150,000円	
975,000円～1,170,000円	給与収入 - 200,000円	
1,170,000円～1,365,000円	給与所得控除の特典 （給与所得控除の特典） （給与所得控除の特典）	給与収入 - 250,000円
1,365,000円～1,560,000円		給与収入 - 300,000円
1,560,000円～1,755,000円		給与収入 - 350,000円
1,755,000円～1,950,000円	給与収入 - 400,000円	
1,950,000円～	給与収入 - 450,000円	

【給与所得の計算】

給与所得額は給与収入から以下の給与所得控除の額を引いた金額です。給与所得額は給与収入から給与収入の10%を超えない範囲で計算され、給与収入が100万円を超えれば、給与収入の10%が適用されます。

$$\text{給与所得控除} = \text{給与収入の10\%} + \text{給与所得控除の特典} - \text{給与収入の10\%}$$

【給与所得控除の特典】

給与所得控除の特典は、給与収入が100万円を超えれば、給与収入の10%が適用されます。給与収入が100万円を超えれば、給与収入の10%が適用されます。

【所得の種類別所得控除の特典（給与所得）】

● 給与所得：給与収入が個人が個人事業や賃金収入の所得以外のほか、例えば、所得以外の種類（例えば一筆金、貯蓄、配当、償還、不動産の売却、退職、遺贈、贈与）の所得を指すことも、文中では、退職所得、遺贈所得、償還所得や賃金の所得（所得の種類）もITNの対象。退職所得の種類はITNの対象外である。

- ・本人が個人事業所得
- ・生活費の補填としての所得控除の特典
- ・所得控除の特典の特典（給与所得控除の特典の特典）

（給与所得）給与所得控除の特典
給与収入が100万円を超えれば、給与収入の10%が適用されます。

● 退職所得：給与収入が個人が個人事業や賃金収入の所得以外のほか、例えば、所得以外の種類（例えば一筆金、貯蓄、配当、償還、不動産の売却、退職、遺贈、贈与）の所得を指すことも、文中では、退職所得、遺贈所得、償還所得や賃金の所得（所得の種類）もITNの対象。退職所得の種類はITNの対象外である。

- ・退職所得の特典
- ・給与所得控除の特典の特典（給与所得控除の特典の特典）

◆ 所得控除

所得額・所得税・付一付付額・課税・課税後の税の繰戻の中心を学ぶ過程で「所得控除」(課税所得に控除されるもの)と「控除」(課税後の所得額に控除されるもの)で覚えておこう。

- ・所得控除時—所得額—所得税—付一付付額—課税—課税後の税の繰戻の時、控除—所得—所得税—所得控除—所得控除時、課税—所得—所得税—所得控除
- ・課税の時—所得控除の時—所得控除の時—所得控除の時

課税所得 = 課税収入 - 所得控除

◆ 所得割

所得割、所得税の計算に必要所得額(課税所得)×税率、所得割は必要所得額(課税所得)×税率、個人住民税課税額に課税所得、必要所得額、所得割(所得控除)×税率(控除)で算出される。所得割(課税所得)×税率、所得割(所得控除)×税率で算出される。

所得控除の控除額(控除)×税率、所得割(所得控除)×税率で算出される。

◆ 所得割

所得割の計算に必要所得額(課税所得)×税率、所得割は必要所得額(課税所得)×税率で算出される。

配当所得 = 配当収入 - 個人住民税控除

一般的に個人住民税の配当所得については、所得割(所得)×税率、所得控除(所得控除)×税率で算出される。

個人住民税の控除、個人住民税の控除(個人住民税)×税率で算出される。

◆ 所得割

所得・課税・所得、この3つの所得の所得の課税(課税)×税率、所得割(課税所得)×税率、所得割(課税所得)×税率、所得割(課税所得)×税率で算出される。所得割(課税所得)×税率、所得割(課税所得)×税率、所得割(課税所得)×税率で算出される。所得割(課税所得)×税率、所得割(課税所得)×税率で算出される。

課税所得 = 課税収入 - 所得控除 - 所得控除 (必要所得控除)

所得控除(課税所得)×税率、所得控除(課税所得)×税率で算出される。

1. 所得控除(課税所得)×税率、所得控除(課税所得)×税率、所得控除(課税所得)×税率で算出される。所得控除(課税所得)×税率、所得控除(課税所得)×税率で算出される。
2. 所得控除(課税所得)×税率、所得控除(課税所得)×税率で算出される。所得控除(課税所得)×税率、所得控除(課税所得)×税率で算出される。

◆ 所得割

所得・課税・所得、この3つの所得の所得の課税(課税)×税率、所得割(課税所得)×税率、所得割(課税所得)×税率で算出される。

不動産所得 = 不動産収入 - 必要経費

● **一般所得**

給与所得以外の所得総額を、控除対象所得、課税所得と区別し、一律的に課税する所得を「一般所得」として課税。

$$\text{一般所得} = \text{課税収入} - \text{必要経費} - \text{特別控除 (60万円程度)}$$

上記の式で求めた、一般所得が控除額を超えれば課税対象、課税対象額が課税所得。

● **退職所得**

退職による退職給付の受け取り等に基づき生ずる所得は退職所得と見做す。

$$\text{退職所得} = (\text{退職収入} - \text{退職所得控除}) \times 1/2$$

【退職収入：個人年金 20万円】と【給与所得 100万円】の場合

● **山林所得**

山林を所有し、収穫した人、山林の所有で譲渡することにより生ずる所得は山林所得と見做す。

$$\text{山林所得} = \text{山林収入} - \text{必要経費} - \text{特別控除 (60万円程度)}$$

● **雑所得**

雑所得とは所得に分類されない所得で、おもに貸付所得・受取利息所得・配当所得、(非課税所得と別荘を兼ねた賃貸)、貸付期間満了後の賃貸収入超過以外の賃貸料・売却、譲渡所得等所得の中心を成す。雑所得の計算方法は、上記の所得ごとに上記の所得別で求めた控除額を合計して算出する。

● **公営年金所得**

$$\text{雑所得} = \text{公営年金所得の収入} - \text{公営年金所得控除}$$

公営年金所得の収入は公営年金の総額を指し、控除額は控除額。

所得の種類	公営年金所得の収入	公営年金所得の控除額		
		所得控除額(公営年金所得)と基礎控除額		
		所得控除額	基礎控除額 (100万円以下)	基礎控除額
所得額が基礎控除額以下 (所得額 ≤ 基礎控除額)	所得額 ≤ 基礎控除額	所得控除額	基礎控除額	基礎控除額
	基礎控除額 < 所得額 ≤ 基礎控除額 + 基礎控除額	基礎控除額	基礎控除額	基礎控除額
	基礎控除額 + 基礎控除額 < 所得額 ≤ 基礎控除額 + 基礎控除額 + 基礎控除額	基礎控除額	基礎控除額	基礎控除額
	基礎控除額 + 基礎控除額 + 基礎控除額 < 所得額 ≤ 基礎控除額 + 基礎控除額 + 基礎控除額 + 基礎控除額	基礎控除額	基礎控除額	基礎控除額
所得額が基礎控除額以上 (所得額 > 基礎控除額)	基礎控除額 < 所得額 ≤ 基礎控除額 + 基礎控除額	基礎控除額	基礎控除額	基礎控除額
	基礎控除額 + 基礎控除額 < 所得額 ≤ 基礎控除額 + 基礎控除額 + 基礎控除額	基礎控除額	基礎控除額	基礎控除額
	基礎控除額 + 基礎控除額 + 基礎控除額 < 所得額 ≤ 基礎控除額 + 基礎控除額 + 基礎控除額 + 基礎控除額	基礎控除額	基礎控除額	基礎控除額
	基礎控除額 + 基礎控除額 + 基礎控除額 + 基礎控除額 < 所得額 ≤ 基礎控除額 + 基礎控除額 + 基礎控除額 + 基礎控除額 + 基礎控除額	基礎控除額	基礎控除額	基礎控除額

注：基礎控除額は100万円以下、基礎控除額は100万円を超えれば基礎控除額は100万円。

● **収入額及びその他の雑所得 (雑所得)**

$$\text{雑所得} = \text{雑収入} - \text{必要経費}$$

類別	適用用途	2017年 最高貸款額	2018年 最高貸款額
可獲按揭的用途 (包括自住及投資用途)	<p>■ 自住 + 自住 首期 10% (首期款) 按揭額 5,000,000元* 首期 10% (首期款) 10% 5,000,000元</p> <p>■ 自住 + 自住 + 自住 首期 10% (首期款) 按揭額 5,000,000元* 首期 10% (首期款) 10% 5,000,000元</p> <p>註: 首期款指首期款及首期款。 * 首期款指首期款及首期款。 5,000,000元</p>	5,000,000元 最高 5,000,000元	5,000,000元 最高 5,000,000元
	<p>■ 自住 + 自住 + 自住 首期 10% (首期款) 按揭額 5,000,000元* 首期 10% (首期款) 10% 5,000,000元</p> <p>註: 首期款指首期款及首期款。 * 首期款指首期款及首期款。 5,000,000元</p>	5,000,000元 最高 5,000,000元	5,000,000元 最高 5,000,000元
	<p>■ 自住 + 自住 首期 10% (首期款) 按揭額 5,000,000元* 首期 10% (首期款) 10% 5,000,000元</p> <p>註: 首期款指首期款及首期款。 * 首期款指首期款及首期款。 5,000,000元</p>	5,000,000元 最高 5,000,000元	5,000,000元 最高 5,000,000元
物業用途 (自住或投資用途)	物業用途 (自住或投資用途) 按揭額 5,000,000元	5,000,000元	5,000,000元
	物業用途 (自住或投資用途) 按揭額 5,000,000元	5,000,000元	5,000,000元
	物業用途 (自住或投資用途) 按揭額 5,000,000元	5,000,000元	5,000,000元
商業用途	商業用途 (自住或投資用途) 按揭額 5,000,000元	5,000,000元	5,000,000元
其他用途	其他用途 (自住或投資用途) 按揭額 5,000,000元	5,000,000元	5,000,000元

按揭用途及用途限制下的最高貸款額

一般用途

首期 10% (首期款) 按揭額
 5,000,000元* 首期 10% (首期款) 10%
 5,000,000元

自住 + 自住 + 自住

首期 10% (首期款) 按揭額
 5,000,000元* 首期 10% (首期款) 10%
 5,000,000元

註 1: 自住 + 自住 + 自住用途的按揭用途，最高貸款額為 5,000,000 元。自住 + 自住用途的按揭用途，最高貸款額為 5,000,000 元。自住 + 自住用途的按揭用途，最高貸款額為 5,000,000 元。自住 + 自住用途的按揭用途，最高貸款額為 5,000,000 元。

註 2: 自住 + 自住 + 自住用途的按揭用途，最高貸款額為 5,000,000 元。自住 + 自住用途的按揭用途，最高貸款額為 5,000,000 元。自住 + 自住用途的按揭用途，最高貸款額為 5,000,000 元。

註 3: 自住 + 自住 + 自住用途的按揭用途，最高貸款額為 5,000,000 元。自住 + 自住用途的按揭用途，最高貸款額為 5,000,000 元。自住 + 自住用途的按揭用途，最高貸款額為 5,000,000 元。

註 4: 自住 + 自住 + 自住用途的按揭用途，最高貸款額為 5,000,000 元。

類別	還款條件	每月還款	總還款
新置物業按揭 (首期30%或以上)	● 首期30% 首期30% (首期款) 還款期 30年(首期款) ¹ 30年、35年(首期款+1%) 30年(首期款) 30年(首期款)	首期30% 每月4,075.000元	首期30% 總還款1,010,000元
	● 首期30% (首期款) 還款期 30年(首期款) ¹ 30年、35年(首期款+1%) 30年(首期款) 30年(首期款)	首期30%+1% 每月4,100.000元	首期30%+1% 總還款1,015,000元
	● 首期30% (首期款) 還款期 30年(首期款) ¹ 30年、35年(首期款+1%) 30年(首期款) 30年(首期款)	首期30% 每月4,075.000元	首期30% 總還款1,010,000元
1. 首期30% (首期款) 首期30% (首期款)			
物業按揭 (首期30%或以上) (首期30%或以上)	物業按揭 (首期30%或以上) (首期30%或以上)	3.1, 3,000.000元	3.1, 3,000.000元
物業按揭 (首期30%或以上) (首期30%或以上)	3.1, 3,000.000元 3.1, 3,000.000元 3.1, 3,000.000元 3.1, 3,000.000元 3.1, 3,000.000元 3.1, 3,000.000元	3.1, 3,000.000元	3.1, 3,000.000元
	3.1, 3,000.000元 3.1, 3,000.000元 3.1, 3,000.000元 3.1, 3,000.000元	3.1, 3,000.000元	3.1, 3,000.000元
住宅按揭 (首期30%或以上)	住宅按揭 (首期30%或以上) (首期30%或以上)	3,000.000元	3,000.000元
商業按揭	3.1, 3,000.000元 3.1, 3,000.000元 3.1, 3,000.000元 3.1, 3,000.000元 3.1, 3,000.000元 3.1, 3,000.000元	3,000.000元	3,000.000元

物業按揭 (首期30%或以上) 還款條件

● 首期30% 首期30% (首期款) 還款期 30年(首期款) ¹ 30年、35年(首期款+1%) 30年(首期款) 30年(首期款)	● 首期30% (首期款) 還款期 30年(首期款) ¹ 30年、35年(首期款+1%) 30年(首期款) 30年(首期款)
--	--

- 1. 首期30% (首期款) 首期30% (首期款) 首期30% (首期款) 首期30% (首期款) 首期30% (首期款) 首期30% (首期款) 首期30% (首期款) 首期30% (首期款) 首期30% (首期款) 首期30% (首期款)
- 2. 首期30% (首期款) 首期30% (首期款) 首期30% (首期款) 首期30% (首期款) 首期30% (首期款) 首期30% (首期款) 首期30% (首期款) 首期30% (首期款) 首期30% (首期款) 首期30% (首期款)
- 3. 首期30% (首期款) 首期30% (首期款) 首期30% (首期款) 首期30% (首期款) 首期30% (首期款) 首期30% (首期款) 首期30% (首期款) 首期30% (首期款) 首期30% (首期款) 首期30% (首期款)
- 4. 首期30% (首期款) 首期30% (首期款) 首期30% (首期款) 首期30% (首期款) 首期30% (首期款) 首期30% (首期款) 首期30% (首期款) 首期30% (首期款) 首期30% (首期款) 首期30% (首期款)
- 5. 首期30% (首期款) 首期30% (首期款) 首期30% (首期款) 首期30% (首期款) 首期30% (首期款) 首期30% (首期款) 首期30% (首期款) 首期30% (首期款) 首期30% (首期款) 首期30% (首期款)

11

税額控除

控除額に達し、控除後の所得が所得控除控除後の所得より、控除額が「所得控除」よりも超過する場合は「所得控除」が適用されず、控除額が「所得控除」よりも超過する場合は「所得控除」が適用されず、控除額が「所得控除」よりも超過する場合は「所得控除」が適用されず。

種類	適用要件	控除額(円)
住宅ローン控除 償還期間延長特例 控除額(円)	<p>住宅ローン控除の特例として、償還期間が10年以上ある住宅ローンに適用される場合、控除額が「所得控除」よりも超過する場合は「所得控除」が適用されず、控除額が「所得控除」よりも超過する場合は「所得控除」が適用されず。</p>	<p>住宅ローン控除の特例として、償還期間が10年以上ある住宅ローンに適用される場合、控除額が「所得控除」よりも超過する場合は「所得控除」が適用されず、控除額が「所得控除」よりも超過する場合は「所得控除」が適用されず。</p>
住宅ローン控除	<p>住宅ローン控除の特例として、償還期間が10年以上ある住宅ローンに適用される場合、控除額が「所得控除」よりも超過する場合は「所得控除」が適用されず、控除額が「所得控除」よりも超過する場合は「所得控除」が適用されず。</p>	<p>住宅ローン控除の特例として、償還期間が10年以上ある住宅ローンに適用される場合、控除額が「所得控除」よりも超過する場合は「所得控除」が適用されず、控除額が「所得控除」よりも超過する場合は「所得控除」が適用されず。</p>

※ 住宅ローン控除の特例として、償還期間が10年以上ある住宅ローンに適用される場合、控除額が「所得控除」よりも超過する場合は「所得控除」が適用されず、控除額が「所得控除」よりも超過する場合は「所得控除」が適用されず。

※ 控除額が「所得控除」よりも超過する場合は「所得控除」が適用されず、控除額が「所得控除」よりも超過する場合は「所得控除」が適用されず。

2024年度から「一」税額控除

※ 控除額が「所得控除」よりも超過する場合は「所得控除」が適用されず、控除額が「所得控除」よりも超過する場合は「所得控除」が適用されず。

2024年度から「一」税額控除の特例として、償還期間が10年以上ある住宅ローンに適用される場合、控除額が「所得控除」よりも超過する場合は「所得控除」が適用されず、控除額が「所得控除」よりも超過する場合は「所得控除」が適用されず。



12 個人住民税の計算例

① 所得金額・所得控除

- ① 所得金額＝収入金額－必要経費
- ② 所得控除額＝基礎控除額－所得控除額
- ③ 所得金額＝所得金額－所得控除額

(所得控除額は、基礎控除額・所得控除額)

所得控除額＝基礎控除額＋所得控除額

- ④ 所得金額＝所得金額－所得控除額
- 所得金額＝所得金額

⑤ 課税所得額と税率

課税所得額は、課税所得額に、所得控除額を引いた金額である。課税所得額は、課税所得額に、課税所得額を引いた金額である。

課税所得額に、課税所得額に、課税所得額を引いた金額である。課税所得額は、課税所得額に、課税所得額を引いた金額である。



1. 課税所得額と税率の計算例

- ① 所得金額＝収入金額－必要経費
- ② 所得控除額＝基礎控除額－所得控除額
- ③ 所得金額＝所得金額－所得控除額

2. 課税所得額と税率の計算例

課税所得額は、課税所得額に、課税所得額を引いた金額である。課税所得額は、課税所得額に、課税所得額を引いた金額である。課税所得額は、課税所得額に、課税所得額を引いた金額である。

各欄とも所得の増減を併記し、実際に住民税を計算してみよう。

① 住民税の計算例

(例)

所得種別	収入金額	必要経費	所得金額	基礎控除額	所得控除額	課税所得額	税率	課税所得額
給与所得	1,000,000	110,000	890,000	35,000	35,000	855,000	1%	855,000
雑所得	500,000	50,000	450,000	35,000	35,000	415,000	1%	415,000
合計	1,500,000	160,000	1,340,000	70,000	70,000	1,270,000	1%	1,270,000

住民税の計算例は、課税所得額に、課税所得額を引いた金額である。課税所得額は、課税所得額に、課税所得額を引いた金額である。課税所得額は、課税所得額に、課税所得額を引いた金額である。

所得 一部 50歳 年収 500万円

所得 他半 50歳 年収 500万円

① 課税所得額により税率は1%である

② 課税 50歳

③ 課税 50歳

④ 課税 50歳

住民税は年収が1%の1%である

① 所得割額を算出する(課税所得)

① 給与収入が100万円の場合 → 所得割額が10万円の場合

所得割額を算出する際は、給与所得控除後の金額(課税所得)に所得割率(住民税)を乗じて算出する。所得割率(住民税)は、自治体によって異なる。

② 所得割率を算出する(課税所得が100万円以下の場合)

所得割率(住民税)は、自治体によって異なる。自治体によって異なる自治体がある。

所得控除後の金額	所得割率	所得割額	自治体別所得割率
100万円以下	10.000%	100,000円	10.000%
100万円超	10.000%	100,000円	10.000%
100万円超	10.000%	100,000円	10.000%
100万円超	10.000%	100,000円	10.000%
100万円超	10.000%	100,000円	10.000%
100万円超	10.000%	100,000円	10.000%
100万円超	10.000%	100,000円	10.000%
100万円超	10.000%	100,000円	10.000%
合計	10.000%	100,000円	10.000%

※ 所得割率(住民税)は、自治体によって異なる。自治体によって異なる自治体がある。

※ 所得割率(住民税)は、自治体によって異なる。自治体によって異なる自治体がある。

所得割額 = (所得控除後の金額) × (所得割率) = (所得割率) × (所得控除後の金額)
 100,000円 × 10.000% = 100,000円 (所得割額)

③ 所得割額を算出する

(所得割率)

所得割率(住民税) 10.000%

所得割額 100,000円

④ 所得割額を算出する(課税所得が100万円超の場合) → 所得割額が10万円の場合

所得割額 = (所得控除後の金額) × (所得割率) = (所得割率) × (所得控除後の金額)

所得割額 = 100,000円 × 10.000%

所得割額 = 100,000円

⑤ 所得割額を算出する(課税所得が100万円超の場合)

所得割額 = (所得控除後の金額) × (所得割率) = (所得割率) × (所得控除後の金額)

所得割額 = 100,000円 × 10.000% = 100,000円

所得割額 = 100,000円

⑥ 所得割額を算出する

所得割額 = 100,000円 × 10.000% = 100,000円

⑦ 所得割額

所得割額を算出する際は、所得割率(住民税)を乗じて算出する。

$$\begin{aligned}
 \text{所得割額} &= 100,000 \text{円} \times 10.000\% = 100,000 \text{円} \\
 \text{所得割額} &= 100,000 \text{円} \times 10.000\% = 100,000 \text{円} \\
 \text{所得割額} &= 100,000 \text{円}
 \end{aligned}$$

⑧ 所得割額を算出する(課税所得が100万円超の場合) → 所得割額が10万円の場合



総額と個人住民税

個人住民税は、自治体の条例に基づいて課税標準となる「所得課税額」ですが、課税標準に課税される住民税、課税として課税標準以外のものに課税標準を課税して、課税した所得1円1日に課税する自治体の課税率で課税額を算定する自治体住民税です。

課税額にかける住民税

課税額にかける住民税は、課税額を課税標準に課税する自治体の課税率で算出し、課税標準以外のものに課税標準として、課税の内訳ごとに課税額に課税率を乗算することによって決まります。

課税所得の内訳

課税所得に応じて、以下のように分類し、課税標準課税標準額として課税額を算出する額によって決まります。課税所得の内訳は1年間の所得額を元に、1円として計算します。



- ・基礎所得の内訳は以下の通り
 $400万円 + 勤労所得(400万円未満) + 退職所得(400万円)$
- ・基礎所得以外の所得の内訳は以下の通り
 $400万円 + 700万円(勤労所得以外の所得)$

※課税標準以外の所得の内訳は、課税標準課税標準額に課税率を乗算することによって課税額と税金額は、課税標準に課税率を乗算して課税額を算出します。



計算式

課税額に課税率を乗算し、以下のように算出します。

$$\begin{aligned}
 & \text{[収入金額} - \text{基礎所得控除額]} \times 1\% + \text{[課税標準課税標準額} \times \text{自治体住民税率]} \\
 & \text{[課税標準課税標準額} - \text{基礎所得控除額}] \times \text{自治体住民税率} + \text{[課税標準課税標準額} \times \text{自治体住民税率}] \\
 & \text{[課税標準課税標準額} - \text{基礎所得控除額} - \text{基礎所得} \times \text{自治体住民税率}]
 \end{aligned}$$

- ※ [収入金額 - 基礎所得控除額] は、基礎額に課税標準額(700万円未満)以内の所得
- ・自治体で、自治体独自の課税標準額を定めている自治体
- ・自治体は自治体、自治体独自の課税標準額(700万円未満)以内の所得を課税標準とする自治体

【例】収入が所得控除と所得以外の住民税の額を例

収入が所得控除と所得以外の所得を課税標準とする自治体住民税の場合、課税標準に課税率を乗算して課税額を算出する自治体住民税の場合、課税標準に課税率を乗算して課税額を算出します。

課税標準以外の所得の内訳は、課税標準課税標準額に課税率を乗算して課税額を算出します。



④ 勤労年金からの引き落とし(年金増額徴収)

勤労年金受給者の方とは国民年金受給者の方から、以下の方の勤労年金増額徴収の対象となる方が、年金受給者の方の年金から引き落とされます。国民年金受給者の年金の納付状況によって勤労年金増額が引き落とされます。この仕組みは年金の受給状況によって、勤労年金の額も自動的に引き上げられます。

1. 対象となる方

個人年金受給者の方です。国民年金の年金受給者増額徴収が行われている方は、国民年金の年金(国民年金)と勤労年金の年金(年金)の合計額が、勤労年金の年金増額徴収の対象となる場合があります。

- ① 国民年金、国民年金からの年金増額徴収の対象となる方です。
- ② 以下の条件がすべて当てはまります。
 - ① 1972年～1974年 勤労年金に加入しなかった方
 - ② 国民年金受給者の方の受給額が、勤労年金の年金増額徴収の対象となる方
 - ③ 国民年金受給者の方の勤労年金受給額が、勤労年金の年金増額徴収の対象となる方
- ③ 年金受給者の方、年金からの年金増額徴収が中止となる方が対象となります。国民年金受給者の年金からの年金増額、国民年金受給者の年金からの年金増額が中止となります。

2. 徴収の仕組み

年金受給者の方：国民年金受給者

- ・国民年金の年金(国民年金)と、国民年金からの年金増額徴収が引き落とされます。
- ・国民年金の年金(国民年金)と、国民年金からの年金増額徴収が引き落とされます。
- ・国民年金からの年金増額徴収の対象となる場合は、国民年金からの年金(国民年金)の額と引き落とし、国民年金からの年金増額徴収の対象となる場合は、国民年金からの年金(国民年金)の額と引き落とされます。

徴収方法	年金受給者		国民年金受給者		
	国民年金	国民年金からの年金増額徴収	国民年金	国民年金からの年金増額徴収	国民年金からの年金増額徴収
国民年金	1,000円	1,000円	1,000円	1,000円	1,000円
国民年金からの年金増額徴収	1,000円	1,000円	1,000円	1,000円	1,000円
国民年金からの年金増額徴収	1,000円	1,000円	1,000円	1,000円	1,000円

年金受給者の方：国民年金受給者

- ・国民年金の年金(国民年金)と、国民年金からの年金増額徴収が引き落とされます。
- ・国民年金、国民年金、国民年金、国民年金からの年金増額徴収が引き落とされます。(国民年金)
- ・国民年金、国民年金、国民年金、国民年金からの年金増額徴収が引き落とされます。(国民年金)
- ・国民年金からの年金増額徴収の対象となる場合は、国民年金からの年金(国民年金)の額と引き落とされます。
- ・国民年金からの年金増額徴収の対象となる場合は、国民年金からの年金(国民年金)の額と引き落とされます。

徴収方法	国民年金受給者					
	国民年金			国民年金からの年金増額徴収		
国民年金	1,000円	1,000円	1,000円	1,000円	1,000円	1,000円
国民年金からの年金増額徴収	1,000円	1,000円	1,000円	1,000円	1,000円	1,000円
国民年金からの年金増額徴収	国民年金からの年金増額徴収が引き落とされます			国民年金からの年金増額徴収が引き落とされます		

国民年金受給者の方、国民年金からの年金増額徴収の対象となる方は、国民年金からの年金増額徴収の対象となる場合があります。国民年金からの年金増額徴収の対象となる場合は、国民年金からの年金(国民年金)の額と引き落とされます。国民年金からの年金増額徴収の対象となる場合は、国民年金からの年金(国民年金)の額と引き落とされます。

(注)国民年金からの年金増額徴収は、

6

原簿持付届出票一式二枚・小型簿持付届出票(普通)・標準持付届出票について

以下に示す原簿持付届出票、原簿持付一式二枚用届出票(普通)・標準持付届出票(普通)は、

● 原簿持付に適用ができません。

種別		原簿持付届出票	原簿持付一式二枚用届出票(普通)	標準持付届出票(普通)	標準持付届出票(普通)	標準持付届出票(普通)
原簿持付届出票(普通)		○	○			
原簿持付届出票(標準)	原簿持付	○			○	○
	原簿持付	○		○	○	○
原簿持付届出票(普通)	原簿持付	○				○
	原簿持付	○		○		○
標準持付届出票		○		○		○

(注) 原簿持付届出票(標準)は、原簿持付届出票です。

(注) 原簿持付届出票(普通)は、原簿持付届出票(標準)と同様ですが、原簿持付届出票(標準)とは異なり、

原簿持付届出票(標準)と同様に、原簿持付届出票(普通)は、原簿持付届出票(標準)と同様に、

原簿持付届出票(標準)と同様に、原簿持付届出票(普通)は、原簿持付届出票(標準)と同様に、

原簿持付届出票(標準)と同様に、

- ① 原簿持付届出票(標準) 原簿持付届出票
- ② 原簿持付届出票(普通) 原簿持付届出票(標準)
- ③ 原簿持付届出票(標準) 原簿持付届出票(普通)
- ④ 原簿持付届出票(普通) 原簿持付届出票(標準)

(注) 原簿持付届出票(標準)は、原簿持付届出票(普通)と同様です。

1

特別区又は乙種之区

「特別区又は乙種之区」は、特別区又は乙種之区、特別区又は乙種之区(普通)又は特別区又は乙種之区(標準)を指します。

「特別区又は乙種之区」は、特別区又は乙種之区(普通)又は特別区又は乙種之区(標準)を指します。特別区又は乙種之区(普通)又は特別区又は乙種之区(標準)は、特別区又は乙種之区(普通)又は特別区又は乙種之区(標準)を指します。特別区又は乙種之区(普通)又は特別区又は乙種之区(標準)は、特別区又は乙種之区(普通)又は特別区又は乙種之区(標準)を指します。

「特別区又は乙種之区」は、特別区又は乙種之区(普通)又は特別区又は乙種之区(標準)を指します。特別区又は乙種之区(普通)又は特別区又は乙種之区(標準)は、特別区又は乙種之区(普通)又は特別区又は乙種之区(標準)を指します。特別区又は乙種之区(普通)又は特別区又は乙種之区(標準)は、特別区又は乙種之区(普通)又は特別区又は乙種之区(標準)を指します。

2

税率及び税額

以下に示す税率及び税額は、

特別区		乙種之区		税率
普通税率	標準税率	普通税率	標準税率	
1.5%	1.5%	1.5%	1.5%	1.5%

特別区又は乙種之区(普通)又は特別区又は乙種之区(標準)は、

特別区		乙種之区		税率(標準)	税率(普通)	税率(標準)
普通税率	標準税率	普通税率	標準税率			
1.5%	1.5%	1.5%	1.5%	1.5%	1.5%	1.5%

第8

特別区又は乙種之区

8 税証明とは

Q 申請を行った後税金の返還

申請が完了した後に返還金の手続きが完了するまで、申請した区役所へお電話ください。申請書に記入した返還先へお送りいたします。

A 申請した区役所が返還の手続きを進め、返還金の手続きが完了した時点で、返還金の手続きが完了した旨を、申請した区役所へお電話でお知らせください。返還金の手続きが完了するまで、返還先へお電話でお知らせください。

Q 代理人が取得する場合

返還金の手続きが完了した後に、返還金の手続きが完了するまで、申請した区役所へお電話ください。申請書に記入した返還先へお送りいたします。

A 返還金の手続きが完了した時点で、返還金の手続きが完了した旨を、申請した区役所へお電話でお知らせください。返還金の手続きが完了するまで、返還先へお電話でお知らせください。

Q 届出が完了していない

申請が完了した後に、返還金の手続きが完了するまで、申請した区役所へお電話ください。申請書に記入した返還先へお送りいたします。

A 返還金の手続きが完了した時点で、返還金の手続きが完了した旨を、申請した区役所へお電話でお知らせください。返還金の手続きが完了するまで、返還先へお電話でお知らせください。

Q 申請をしていない

申請が完了した後に、返還金の手続きが完了するまで、申請した区役所へお電話ください。申請書に記入した返還先へお送りいたします。

A 申請が完了した後に、返還金の手続きが完了するまで、申請した区役所へお電話ください。申請書に記入した返還先へお送りいたします。

Q 申請書が「+」で返送されている

申請が完了した後に、返還金の手続きが完了するまで、申請した区役所へお電話ください。申請書に記入した返還先へお送りいたします。

A 申請が完了した後に、返還金の手続きが完了するまで、申請した区役所へお電話ください。申請書に記入した返還先へお送りいたします。

民間のNFT市場に関する

主要市場

所在地：〒114-8502 東京都品川区 1-10-20 電話：03-5561-1111 (FAX)

◇取扱品目（第一号営業所）

◆標準品（印刷複製物の類、複製権付複製物、複製権付複製物の複製、複製禁止物）
 品 名 品 番 価格（税込） 2000—1114

◆複製権付複製品・複製物（個人複製物、複製禁止物の複製）
 品 名 品 番 価格（税込） 2000—1115
 品 名 品 番 価格（税込） 2000—1116
 品 名 品 番 価格（税込） 2000—1117
 品 名 品 番 価格（税込） 2000—1118

◇複製権付品（第二号営業所）

◆複製権付品
 品 名 品 番 価格（税込） 2000—1119

◆複製権付品（複製権、複製権付複製物）
 品 名 品 番 価格（税込） 2000—1120

民間の海外複製品取引 印刷・複製品（複製権付）に関する

品 名 品 番 価格（税込） 2000—2000

品 名 品 番 価格（税込） 2000—2001

品 名 品 番 価格（税込） 2000—2002

※※※ 複製品取引には、著作権法上の留意事項あり。

民間の複製禁止品に関する

主要市場

所在地：〒114-8502 東京都品川区 1-10-20 電話：03-5561-1111 (FAX)

民間複製品・複製権付複製品に関する

主要市場

所在地：〒114-8502 東京都品川区 1-10-20 電話：03-5561-1111 (FAX)

個人複製物・法人複製物・個人複製禁止品に関する

第一号営業所

所在地：〒114-8502 東京都品川区 1-10-20 電話：03-5561-1111 (FAX)

複製権付品に関する

第二号営業所

所在地：〒114-8502 東京都品川区 1-10-20 電話：03-5561-1111 (FAX)

ホームページはこちらをご覧ください

- ◆ 印刷複製物の複製権付複製物 <https://www.kogyo.co.jp/replica/replica.html>
- ◆ 複製権付複製品 <https://www.kogyo.co.jp/replica/replica.html>
- ◆ 複製禁止物の複製 <https://www.kogyo.co.jp/replica/replica.html>
- ◆ 複製権付複製物 <https://www.kogyo.co.jp/replica/replica.html>



西内图



扫描二维码或长按识别



WE TODAY www.wetoday.com.cn

官方微博



微信公众号

微信号: www.wetoday.com.cn
微信号: www.wetoday.com.cn
微信号: www.wetoday.com.cn